

高砂鐵工株式会社 取引約款

第1条(目的)

本約款は、高砂鐵工株式会社(以下甲という)が取引先(以下乙という)からの発注により締結される、甲の生産するみがき製品及びその他ステンレス関連製品(以下製品という)の個別契約に共通に適用される基本的事項を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

甲と乙は次条に従い締結される個別契約に関して、甲と乙の間で締結された個別契約(以下個別契約という)に定めるものとする。
個別契約等の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該個別契約等の定めが優先されるものとする。

第3条(個別契約)

本取引に関する個別契約は、次の各号の一に定める時点において成立するものとする。

- (1)乙からの当社所定の注文書又は乙の注文書に基づき、甲が見積書を乙に交付し、乙がこれを了承したとき。
- (2)乙からの注文書その他の申込みに対して、甲が注文を承諾したとき。

第4条(係争案件の取扱い)

甲は、係争中の案件や係争を前提とした案件について、受注しないものとする。

第5条(損害)

製品の受渡し前に生じた製品の滅失・毀損・減量・変質その他一切の損害は、乙の責に帰すべきものを除き、甲の負担とし、製品の受渡し後に生じたこれらの損害は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とする。

第6条(受渡し)

製品の所有権移転の時期は、製品の受渡し完了時とする。ただし、特約ある場合には、代金の支払いが完了するときまでは、所有権は移転しないものとする。

第7条(支払い・出荷)

製品の代金支払いについては、別に定めがない限り、次の通りとする。

- (1)支払方法:当社指定の銀行口座宛に現金振込みとする。
- (2)出荷条件:甲は乙の支払いが(1)の通り振込みされたことを確認でき次第出荷手配を行う。

第8条(反社会的勢力の排除)

(1)甲及び乙は、それぞれ相手方に対し本契約締結時において、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」と称する)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。甲及び乙は、相手方が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、何れの催告も要せず本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。
また、これによって被った損害の賠償を請求することができる。

第9条(債務)

甲及び乙は、それぞれ自らが次の各号の一つでも該当した場合には、本契約に基づく一切の債務について、相手方から何の通知催告を要せず直ちに期限の利益を失い、相手方に対して債務全額を完済しなければならない。この場合、該当事者に対し、相手方が債務を負担するときは、債権・債務の権限、弁済期の如何に関わらず相手方において任意に相殺することができる。

1. 乙の振出又は裏書・保証した手形・小切手が不渡りとなったとき。
2. 他の債務につき強制執行若しくは保全処分を受けたとき。
3. 競売、破産・会社更生・民事再生・整理などの申し立てを受けたとき。
4. 約束の支払いが期日までに為されないとき。

第10条(免責)

甲の過失による損害、不可抗力による損害が生じた場合でも製品代金以外の損害補償はいたしません。

第11条(協議)

- (1)この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。
- (2)天災地変・その他甲の責に帰さない事由により、納入遅延または本契約の目的を達成することが出来なくなったときは、甲と乙は協議の上解決を図るものとする。

第12条(裁判)

この契約及び個別売買契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とする。